

首都圏での「食・文化・観光」一体的プロモーション展開業務仕様書

1 委託業務名

首都圏での「食・文化・観光」一体的プロモーション展開業務

2 委託業務の目的

人口が集中する首都圏の複数の飲食店において、徳島県の「食・文化・観光」が一体となった戦略的なプロモーションを展開し、徳島が誇る豊かな食「阿波ふうど」を中心とした県産品（以下、県産食材等）の認知度・ブランド力の向上や販路の拡大、徳島県の魅力発信を集中的に実施するもの。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

4 業務内容

次の（１）～（４）の業務を実施すること。

（１）県産品の認知度向上や販路拡大につながる業務

以下ア～ウのとおり、各ターゲット・エリアにおいて、首都圏等飲食店と連携した、県産食材等のフェアを実施すること。

ア 首都圏阿波おどりイベントと連動して、近隣飲食店においてフェアを開催すること。

- ・エリア：高円寺、南越谷
- ・実施店舗数：20店舗以上
- ・実施時期：県と協議の上決定すること。（8月下旬を想定。）

イ 人口が集中する首都圏鉄道沿線上の飲食店をターゲットとして、県産食材等を使用したオリジナルメニューの開発及びフェアを特定のエリアで集中的に開催すること。

- ・実施店舗数：10店舗以上（開催エリア・店舗は、県と協議の上、決定すること。）
- ・実施時期：県と協議の上、決定すること。（上記アと異なる時期の実施を想定。期間は、2週間程度を目安とする。）

ウ 首都圏で系列店やチェーン店（首都圏で10以上の店舗を想定。以下、系列店等という。）を展開する企業と連携して、県産食材等を使用したオリジナルメニューの開発及びフェアを開催すること。

・実施店舗数：首都圏で10店舗以上

・実施時期：県と協議の上、決定すること。（上記ア、イと異なる時期の実施を想定。2週間程度を目安とする。）

（2）県産品の継続的な取引拡大につながる業務

ア 飲食店オーナーやバイヤー等、取り扱い商材の決定に関わる者（以下「バイヤー等」という。）に県産食材等を知ってもらい商談へとつなげるため、本県の首都圏における情報発信拠点である「ターンテーブル」を活用した県産食材の商談・試食会を開催すること。

イ バイヤー等の産地視察や生産者との意見交換を実施するなど、新商材の発掘や販路拡大につながる取り組みを行うこと。

ウ 上記ア、イについては、（1）の業務との連動・連携を図り、イベント実施後もバイヤー等と生産者・関係事業者の関係性を維持し、継続的な取引につなげること。

（3）広報活動・情報発信

ア 上記（1）の実施効果を確保するため、集客等に必要な広報活動、情報発信を行うこと。

イ 各種メディアや広報ツールを活用し、「阿波ふうど」や文化、観光地をはじめとする徳島の魅力を紹介し、「阿波ふうど」の消費拡大や徳島県への観光誘客を促進する仕掛けを展開すること。

（4）効果検証・アフターフォロー

各事業の実施後は、業務の具体的な成果実績を報告し、その効果の検証を行うとともに、首都圏ニーズを抽出し、生産者サイドへフィードバックを行うなど、県産食材の販売力強化や継続した取引の増加につながるアフターフォローを行うこと。

5 その他

- (1) 県は、委託業務を円滑に遂行するため、受託者に報告を求めることができる。
- (2) 県は、委託業務（再委託をした場合を含む。）の履行につき著しく不
適当と認められるときは、受託者に対して、不適當とした理由を明示し
た書面により、必要な措置を講ずるべきことを要求することができる。
- (3) 受託者は、(2)の要求があったときは、当該要求に係る事項につい
て対応措置を決定し、決定した対応措置を要求のあった日から10日以
内に県に書面で通知しなければならない。
- (4) 受託者は、提供された資料を厳重に整理保管し、委託業務以外の目的
に使用せず、委託業務終了後、県に返却するものとする。
- (5) 受託者は、委託業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情
報を機密情報として扱い、本契約の目的以外に利用し、又は第三者に提
供してはならない。また、委託業務に関して知り得た情報の漏洩、滅
失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければ
ならない。委託業務終了後もまた同様とする。
- (6) 委託業務の実施に当たり、第三者に及ぼした損害について損害の賠償
を行わなければならないときは、受託者がその責任を負うものとする。
- (7) 受託者は、委託業務を処理するに当たっては、徳島県個人情報保護条
例にのっとり、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- (8) 契約履行過程で生じた成果物や記事等の全ての著作権（著作権法第2
7条及び第28条の権利を含む。）は県に帰属し、受託者は、著作者人
格権を行使しないものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者とが協議して決定
するものとする。